## 令和7年度分 市民税・県民税申告書

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律第2条第5項に規定す

=	=
_	-
_	rv
-	~

						1												\$	個人番号をいっ		吹してく	たさい。	
高浜市	浜市長殿 現住所												宛名番号										
		1月1日現在   日日												電話番号									
			1 の				同上													大・日	김 • 귀	Z•令	
提出年月日	月		目 っ	· リ 🤊	ii +														生年月日				
'	,,			E	名														個 人 番 号	1 1	1 1 1	1 1 1	
3 所得	から	差〕	. 引かえ	しろ全	を解り	7 関で	よろす	珥														Ш	
(13)	, N	71. 0	7 3 1 1 7 1				種類					支	払保	<b>以</b> 段 料			1	事 営	業等	ア			円
社会化	呆険米	<b>}</b>													円		à	*		1			
																	-						
控	Ķ	Ê.			合		計											不	動産	ウ			
(15)		ŀ		新	生命任	呆険料	の計		円	旧生命保険料の計 円								利	子	エ			
生命任	呆険料	4		新個	人年金	金保険	料の計		[7]	日個人年金保険料の計						収		配	当	才			
控	K	<u>-</u>							円				円	ᅵᄉ		給	与	カ					
1	12.	,	介護医療保険料の計 円													金		1	的年金等	キ			
(16)				月	也震保	·険料の	の計		1 1		損害	保険料の計	†	額	杂	维 業	務	ク					
地震保障	) 険料担	空除							円						円	等		7	の他	ケ			
$(17) \sim (19)$			(17)	寡妇	帚控除	È	,	(1	.8)	(19) □ 勤労学生控除						<del>寸</del>	ŕ	<sup>念</sup> 短	·····································	コ			
寡婦、 勤労学			□ 死別 □ 生死不明 □ 離婚 □ 未帰還							ひと 控	り親除			(1)		i i	亲	期	サ				
>>> 到力子	生性	朩				木畑)	湿 ,	<u> </u>							級		i.	度   平	時	シ			
(20)			フリガ・氏 :								障領	害の程	度		度		-	F 22	•				
障	害 者	ž.	個人															事	, ,,, ,	(1)			
			番号												級		3		業 業	(2)			
控	ß	余	フリガ・氏		障害の程度			不	動産	(3)													
			個人													2		利	子	(4)			
$(21) \sim (22)$	2)	フリガ	番号					4	<u> </u>	F	月	目				所		西己	当	(5)			
配偶者控除・		氏						偶者の	の合計	所得金	額			円			給	与	(6)				
配偶者特別 同一生計配	控除・ 偶者	個人													生計配偶者 余対象配偶	得	·	1	的年金等	(7)			
(23)		番号									同居			者を図	余く。)	金		業		(8)			
	1	フリガ 氏	ナ 名				生年月日				別居の区分	の 片	]同居 ]別居			額	杂	推 —	の他	(9)			
	1	個人					1							控除額	万円			台	計	(10)			
		番号						_			同居				16歳未満				) + (8) + (9)				
	2	フリガ 氏					生年月日				別居の区分	の 片	]同居 ]別居						護渡・一時	(11)			
	4	個人					1							控除額				合	計	(12)			
1 扶		番号									同居				16歳未満				<b>以</b>	(13)			
6 歳 <sub>業</sub>	3	フリガ 氏	ナ名				生年月日				別居の区分	の 片	]同居 ]別居					小 規 共済等	模 企 業 等掛金控除	(14)			
歳養	3	個人					1				1			控除額		4		生命仍	<b>R</b> 険料控除	(15)			
の控		番号	<b>-</b>				T (1. fr	_			同居	+-			16歳未満			地震倪	<b>R</b> 険料控除	(16)			
かけ 養親族 ない はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ	4	フリガ 氏					生年月日				別居の区分	の 片	]同居 ]別居			所得		延婦、て	トとり親控除	(17) ~ (18)			
親除	4	個人					1	+			1			控除額		から	.  -	勤労	学生・	(19)~			
		番号	<u> </u>				4-7-	-			同居	.   _			16歳未満	差	:		者 控 除 (特別)控除	(20) (21)~			
	5	フリガ 氏					生年 月日				別居の区分	の 片	]同居 ]別居			し引	$\vdash$			(22)			
		個人												控除額		か	٠ 上	扶 ء		(23)			
別居の扶着	<b></b> 養親族	番号等がり		こは、	裏面	Г <sub>12</sub> ј	に氏名	i、個	人番-	号及で	び住所		養控除	*	万円	れる	$\vdash$		整 控 除	(24)			
記入して						_						額	の合計	r		金額	(	13)~(	24)までの計	(25)			
(26) 損害の原因 損害年月					年 月	日	日 損害を受けた資産の種類							雑 推	控除	(26)							
雑 損	控队	r F	担	宝 ^	- 如子	- 11	見除ない	ا السام ال	は古ヶ	hz^	·如 →	:2 +B #-	媚かさ	た 巛 生間 生	古山のA姉		E	医療費	控除分	(27)	L		
# 損 害 金 額 保険金などで補填: 円					明県さ	4いつ金	れる金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額 円 円 円								計 (26)+(27)	(28)							
(27)	tts .t.a ==			支 払	った	: 医	療費	等	pro-		保険	金なる	どで補	対域される:				法附則第	第4条の4の規) 欄の「区分」				
医療物	雪坪縣	ı∓ l							円	I					円	. 12	- ///	~ 1エルル]	1644-1 F=77]	( T]	_ HL,		v o

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせ て提出してください。

円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

医療費控除

- 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年 4月1日において65歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法
- □ 給与から差引き (特別徴収) □ 自分で納付 (普通徴収)

円

## 令和7年度分 市民税・県民税申告書

						(分離課税等用	])						
フ氏	リガナ 名				大・	生 年 月 昭・平・令	日		宛	i名番号	7		
II.	名								電	話番号	<del>1</del>		
2 /	分離課税の短期・	長期譲	渡所得に関する事	項									
区分	所得の生ずる。	易所	必要経費	差引金額(収入金額-必要組)		特別控除額			短期	_	般	テス	円
			H		円			_	譲渡	軽	減	すせ	
							11	1	長		の譲		
							$\  \ $	収	譲	優 底 居 住	E 宅 地 st る 譲 済 用 財 が	度 グ	
								入	渡	居住の	用財演	産 チ	
							$\  \ $		の株 譲式			ラッ	
								額	渡等			テ	
	特例適用条	:文					┚╽				等の配		
3 柞	朱式等の譲渡等・	先物取	引に係る所得に関	する事項			₋┡		先	物	取	川 ナ	
所得	の種類 株式等 (先物取引)	種目	取 得 費 (決算損益の額)	負 債 利 - (委託手数料	子 斗)	情報/未公開 (決算時の約定価格等)			短期譲	_	般	(25)	
			円		円	F				軽	減	(26)	
								5	長	一般	の譲渡	(27)	
							11	所	期譲		主宅地等 る譲渡	(28)	
		特例	適用条文				┨┃	得	渡		用財	(29)	
4 _	上場株式等の配当	所得に	関する事項					金	株	<i>O</i>		变 (2.2)	
所行	得の生ずる場所	支	払確定年月	収入金額	額	必要経費		額	式等の	未 公	開	(30)	
					円	F.		H2\	譲渡	上	場	(31)	
									上場	楊 株 式	等の配	当 (32)	
									先	物	取	(33)	
6 #	特定支出控除の適	用があ	る場合の給与所得	に関する事項			L					1	ı
	A 給与収入金額	Į	B 特定支出の金	額の合計額	(B-	額=A-{給与所得控除約 給与所得控除額の1/2) ただし去字の思念はの)							
		円		円	(	ただし赤字の場合は0)	ı	円					
7 L	山林所得・退職所	得に関	する事項										

この申告書(分離課税等用)は、市民税・県民税申告書と一緒に提出してください。

の別

C 特別控除額

B 退職所得控除額

B必要経費

勤続年数

年 月間)

普通

障害

□普通 □障害

A収入金額

A収入金額

山林

退 職

青色 申告

特別控除額

C 差引 (A-B)

D

所得金額

(A-B-C-D)

所 得 金 額 (C×1/2)